

自治体における教育特区の導入と指導主事の役割

押田 貴久

1. 本稿の目的と課題

本稿は、自治体における教育特区の導入と指導主事の役割について、首長部局主導で国際教育特区を導入した神奈川県横須賀市の事例をもとに検討を行うものである。

地方分権改革に伴い、市町村では地域における教育課題に対応するため、少人数学級や小中一貫教育など、さまざまな教育改革に取り組んでいる。市町村独自の教育改革において、国による法制度上の課題を乗り越えるために構造改革特区制度を活用することは選択肢の一つである。教育特区の導入、とりわけ市町村費負担教職員任用事業については、少人数学級など自治体における多様な教育ニーズに対応するため、徳島県の旧海部町（現在の海陽町）をはじめ、京都市や埼玉県志木市など、いくつかの自治体で活用されてきた（押田 2008）。この市町村費負担教職員任用事業は 2006（平成 18）年度から全国展開され、特区の申請が不要となった。しかし、各自治体がこの教育特区を何故、どのように導入したのかを明らかにした研究は少ない¹⁾。はたして各自治体ではこの教育特区をどのように受け止め、導入し、活用してきたのであろうか。

また、自治体の教育改革が学校現場で着実に実施されるためには、学校と行政との橋渡し役となる「指導主事」の役割が重要である。指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事

項の指導に関する事務に従事する教育委員会事務局の職員であり、専門的教育職員である（地教行法第 19 条 3 項、教育公務員特例法第 2 条 5 項）。

蛭田政弘（1998）は指導主事の役割には一般に大きく分けて二つあると指摘する。一つは、指導主事が学校や地域社会等に出向き、教育委員会を代表して説明や助言等を行う外の役割である。もう一つは、教育委員会の中にあつて学校教育の内容・方法等にかかわる専門的な事項について、施策として事業化する内での役割である。また、蛭田（1997）は、指導主事は本来、教育課程を中心に学校に対して指導助言する立場にあるが、このような教育内容・方法以外に、今日では少子化、高齢化、国際化等に伴う学校教育の課題に対しても積極的にその対応が求められているとする。こうした課題に対応するため、指導主事には専門職としての新たなスキルが求められており、その一つとして「教育委員会と首長部局が連携して総合的に施策を立案する能力」をあげている。従来の指導主事は、1956 年の地教行法改正以降、文部（科学）省—都道府県教委—市町村教委というタテ系列の指導行政体制の中で、教員・学校への指導助言活動ならびに指導行政事務にあつてきた。しかしながら、先の蛭田などの指摘にもあるように、分権改革によって、従来のタテ系列の教育政策共同体にとどまらない、自治体内部における教育政策の形成・実施が、指導主事の役割としてより一層求められているのではなかろうか。

川上・橋野(2006)は、教育政策に関与する各アクターの関係と、その行動を枠付ける制度的要因に着目し、自治体はどのような条件のもとで新規教育政策の導入をおこなうのか、教育特区の提案と申請にわけ、計量的手法で分析を行っている。この中で、指導主事の市町村配分率を制度的変数として投入し、技術的な面で教育政策の企画立案を担う人材の市町村への配分状況を示す指導主事配分率は、特区採用では影響を与えていないが、特区提案では、正の方向に作用していることを明らかにしている。従って、指導主事が教育特区による教育改革において、一定の役割を担っていることがわかる。そこで本稿では、自治体の教育改革の中でも市町村費負担教職員任用事業に関する教育特区が、何故、どのように導入され、その過程において、市町村配置の指導主事がどのようなかわり(関与)をしているのか、神奈川県横須賀市の事例研究をもとに明らかにする。

本稿の構成は以下のとおりである。まず1で、本稿の目的と課題を述べた。2で横須賀市における国際教育特区の概要について特区申請書を元にまとめる。次いで、3では国際教育特区のコンセプトはいかなるものであり、どのようにして策定されてきたのか。さらに4では、企画部門の発案によるコンセプトが具体的に教育特区として申請され、認定を受けた後に、学校においてどのように展開されることとなったのかを当時の担当者からのインタビュー調査をもとに明らかにしていく。最後に5で、まとめと今後の課題を述べることとする。

2. 横須賀市における国際教育特区

教育特区制度を活用した自治体の政策形成がどのようにして行われてきたのかを明らかにする事例研究の一つとして、神奈川県横須賀市の国際教育特区をとりあげる。横須賀市の場合、首長によるトップダウンでも、事業課である教育委員会・学校からのボトムアップでもない、首長部局の企画部門(都市政策研究所)による

ミドル・アップダウン型で政策が導入された²⁾。

横須賀市は、2003(平成15)年8月29日、21世紀を担う個性豊かな国際人の育成を目指す「国際教育特区」の認定を受け、2004(平成16)年4月から英語を母国語とする教員を市の職員として採用し、より実践的な教育を行っている。国際性豊かな地域特性を生かし、国際理解教育、ICT教育を身につけた個性豊かな「21世紀型国際人の育成」を目標とした国際教育特区構想を推進するものであり、市域全体の公立小・中学校の国際理解・英語教育の充実を図るネイティブスピーカーの活用(人材の確保)と先駆的モデルである未来人創成塾(私立小中高等学校)の創設を二つの柱として成り立っている。多様で先進的な新しい教育事業を展開するための最初のステップとして、地域における人材の活用の観点から、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解教育の推進に大いに寄与している外国語指導助手等に特別免許状を授与し、特例の導入により市費負担の正規教員(常勤講師)を活用している。

ネイティブスピーカーをALTではなく正規教員(常勤講師)として採用することにより、教科担任として単独で、日本語を一切使わずに、英語を英語で考える習慣を身に付けるといった教授法を用いた授業をカリキュラム編成から行うことができる。また、正規教員(常勤講師)として採用することにより、研究拠点校による授業実践・カリキュラム研究に留まらず、①ALTへの指導・助言、②ALTの活用研究、③研修計画策定支援及び研修講師など広範にわたる業務に対して積極的に関わってもらうことになる。そして、非常勤では授業のみの勤務となるため、授業以外の研究指定校での勤務及び研究活動に支障がでる。そのため授業以外の業務については、主なものとして以下のものを示し、学校運営ならびにカリキュラム開発の充実を図ろうとしている。

ア 英語教科科会へ参加し、年間カリキュラムの作成、単元の指導・評価計画の作成、

テスト問題及び評価・評定の処理等を行う。
 イ 研究発表に関する業務として、研究紀要（指導の方針・実践記録・考察等）の作成、研究授業の実施及び研究協議への参加を行う。

ウ 英語教育を考える場合、中学校だけで完結するものではなく、小学校や高等学校との連携が重要である。連携を進めるにあたって、学校視察・ALT指導・研修・教育委員会との打ち合わせ等を行う。

エ その他、「総合的な学習の時間」等における国際理解教育など、英語科以外の授業を行う。

また、直接生徒の教育に携わる者としては、朝会・生徒会活動・体育祭・文化祭・社会見学・キャンプなど学校行事といった学校の教育活動全体へ参加し、生徒理解や生徒との関わりを深めることが必要不可欠である。

初年度である2004（平成16）年度には、2校を研究指定校（拠点校）として指定し、ネイティブスピーカーを教科担任の正規教員（常勤講師）として配置した。この研究指定校（拠点校）において、指導形態（単独、TT等）、時間割、教材など様々な角度から検証し、市立中学校における一番望ましい英語教育手法の開発が行われている。そして、2007（平成19）年度までに毎年1名ずつ増やし、最終的には市内5ブロックの研究指定校（拠点校）に5名のネイティブ教員（常勤講師）を配置する計画である。

では、横須賀市において、この計画がどのようにして策定され、国際教育特区として導入されたのかについて、当時の担当者へのインタビュー調査³⁾等をもとに次節以降で明らかにしていく。

3. コンセプト策定

(1) 基本的なコンセプト

横須賀市の場合、開国の地ということか

らはじまり、現在においても米軍基地があり、横須賀リサーチパークには多くの外国人研究者が訪れる。また、市では国際色豊かな取り組みが行われており、国際的な都市であるということが一つの売りであり、強みである。一方、都市の弱みという部分では、特に教育に関して、横須賀市周辺には、義務教育課程を有する私立の学校が少なく、特色ある学校を選択する余地が少ないのが実情であり、魅力的な教育環境が整備されているとはいいがたい状況にある。また、横須賀リサーチパークへの通勤者の定住を図るためにも、横須賀市内に国際性豊かな学校が必要なのではないか。こうした弱みを補うという点から、国際教育特区というコンセプトが生まれたのである。したがって、最初から教育ありきではなく、市全体の政策なり、現状を見渡した中で強みと弱みを検討し、国際教育特区というコンセプトを市としては取り上げてみようというのがそもそもの出発であった。

具体的には、横須賀市の豊かな国際性を生かして、高度な国際理解教育、IT教育、社会教育といった教育ができるような環境を整え、国際社会で活躍できる人材の育成を図ることが大きなコンセプトである。このコンセプトは大きく二本柱となっている。一つは「公立学校教育」、もう一つは「私立学校教育」と、公と私両輪で進めなければいけないと両方のコンセプトを考案した。前者はファーストステップとして、ネイティブ教員を市の職員として採用し、英語教育を充実するというものである。横須賀は米海軍基地などもあって、ネイティブ教員となりうる人材はほかの地域より豊かであり、人材を生かせるのではないかとということで取り組まれた。そしてもう一つ、後者としては定住化を促進するためにも、できれば私立の学校を呼び込むというものである。横須賀市としては、公立と私立の両輪でやっていきたいという思いもあり、この二つのコンセプトがつけられた。

二つのコンセプトのうち、ファーストステッ

プである市費負担教職員任用事業の方は教育委員会において、順調に進められた。市内25校の中学校を当初の段階で5つのブロックに分け、最初2つのブロックを対象にして拠点校とネットワーク校という形で、拠点校に2名配置した。そして段階的に配置を進め、平成19年度には5人目を採用している。5つのブロックにわけた拠点校には全て教員を配置することができた。

両輪のもう一つである「新しい学校」については、現在も交渉や募集は続けられているが、具体化できない状況にある⁴⁾。当初のコンセプトでいえば、国際社会で通用できる人材を育成するためには、小学校から英語を学べるような学校をつくろうということで、群馬県太田市の「群馬国際アカデミー」と同等のものをイメージしていたそうである。横須賀市では、市立高校統合後、旧市立横須賀高校の敷地が空いていたこともあり、この土地と建物の有効活用が課題であった。土地と建物を提供し、学校の運営は学校に任せるといふねらいで導入を進めてきた。ただ、現実的にはこうした教育をやって、学校の運営までという合意まで達していないため、今も模索している最中とのことである。企画部門では、こうした新しい学校ができれば、市内の教育のプライオリティもあがり、市内の定住人口の増加にもなり、活性化にもつながると考え、この計画は立てられた。むしろ、こちらがメインのコンセプトであったのだが、教育委員会の理解も得られて、計画がつけられたのである。

(2) 発案者と検討組織

この国際教育特区は、学校現場や教育委員会からの提案や懸案というのではなく、当時の都市政策研究所における、「都市・横須賀市としての強みを生かし、弱みを補うには何が必要なのか」という検討から始まった。特区制度が国で立ち上がった際に、横須賀市としても是非この制度を活用して、地域の活性化に繋げようということで、元々、教育特区ありきではなく、

横須賀市にとって、何が一番この制度をいかせるかということからコンセプトづくりが行われた。最初は都市政策研究所内に緩やかなワーキングチーム(WT)を作り、特区制度はどういうものか、横須賀市は政策的にどういったことをやっていけばいいのかと、当時の都市政策研究所のメンバーが中心となって、検討がなされた。WTの段階で、特区提案について庁内各部署から募集もしたが、相談はあつものの、実現に向けての具体的なものはなかった。そして、「教育でいこう」というコンセプトを出したのはWTであり、この国際教育というアイデアは市の企画部門主導でつくられたものである。WTで「教育で行こう」というコンセプトが出た段階で、教育委員会のメンバーや財政のメンバーを入れたプロジェクト・チーム(PT)が発足したということである⁵⁾。すなわち、PTをつくった段階で、教育委員会から当初は企画担当、途中から指導主事が加わったのである。「国際教育特区」という基本的なコンセプトづくりは企画担当が行ったが、その後、実施過程においては、英語・国際理解教育の指導主事が担当した。担当指導主事へのインタビューでも「横須賀で特区を申請しようというのがあって、国際教育というのが決まって、そのうえで入った」ということである。また、すでに原案作成の段階で、ネイティブスピーカーを採用する事業とすることも決まっておられ、どちらかというソフトの部分はどうしようかというところで教育委員会がかかわっていったとのことである。したがって、実施に向けた具体的な詰め段階で指導主事がかかわっていたのである。

ところで、特区の提案については、首長の強いリーダーシップのもとで導入された事例が多い。しかし、横須賀市の場合は、最初から市長が「これをやるのだ」という公約や指示があった訳ではない。都市政策研究所からボトムアップで提案をして、最終的に市長の承認を得る流れだったとのことである。市長によるトップダウンの場合では、「やることありき」でチーム

等もつくられるが、市長は提案を受けた段階で、横須賀市の特性も生かせるということで、応援をしてくれたとのことである。

このように横須賀市における教育特区のコンセプトは、市長からのトップダウンではなく、また、学校現場や教育委員会からのボトムアップでもなく、市の企画部門である都市政策研究所の中からの発案であった。すなわち、首長部局主導のミドル・アップダウン型の政策形成である。したがって、企画部門で教育によるまちづくりというアイデアが出た段階で、教育委員会の担当も具体的なコンセプトづくりに参与し、実施段階では、指導主事へと受け継がれたのである。

4. 実施に向けて

(1) 特区申請

教育特区の実現に向け、国に対する申請等は基本的に当時の都市政策研究所が直接、交渉や折衝をした。一方、教育委員会事務局および学校現場に対しては、教育委員会学校教育課の指導主事が調整するという役割分担であった。

都市政策研究所の担当は、当時の副所長（担当課長）と実務的には主査1名の2名であった。政策的な部分が強いこともあり、副所長が精力的に動いた。PTは実務者レベルというよりも、部長・課長を頭としたスタッフで行われた。実務は副所長と主査と、忙しいときには研究所職員がサポートにつくといった状況だった。

一方、教育委員会事務局では、コンセプトについては企画担当も関与したが、実務的なものについては英語・国際理解教育担当の指導主事が1名で行った。特区申請にかかわる国との交渉や書類作成については、コンセプトづくりをしてきた都市政策研究所の担当者が行い、教育委員会事務局の指導主事は都市政策研究所からの要請に基づき、関連資料を提供したに過ぎず、実質的な関わりを持つのは、特区認定後とのことである。また、教育委員会や学校からすると首長部局からのトップダウンとも言えるのだが、

担当指導主事は、「英語教育の推進という観点からたいへんありがたい」と受けとめていたのである。

なお、結果的に横須賀市で特区申請をしたのはこの国際教育特区だけである。他の自治体では首長が特区を必ず何本とるのだと、トップの指示により、提案をいくつもしたりするところもあったが、横須賀市の場合は必要であればこの制度を使うという姿勢で、何が何でも特区をたくさん取るというスタンスではなかった。各部局から相談も提案も受け、実際に提案段階ではいろいろ国にも提案したが、特区のプログラムとしてなかなかメニュー化されなかったそうである。

(2) 国との交渉

先にも述べたが、国との折衝は、都市政策研究所の担当者が行った。特区を申請する段階での大きな課題や壁は結果的にはなかったという。国、特区推進室の理解が非常によく、対応もよかった。国と直接やりとりできるということで、事務的な煩雑さなかった。やはり県や組織を通してではなく、直接交渉ができるということで非常に良い制度だったと担当者は振り返る。

文科省からは、中学校25校すべてに配置して欲しいという要請があったが、市の正規職員となると、定数や予算的な面からも困難であったため5人が限度であった。この5人という人数の決定に関しては、教育委員会へも話はあったそうだが、基本的には都市政策研究所と国とのやりとりの中で、決定されたとのことである。文科省としては、教育の機会均等という観点から自治体内で差がないようにとの指摘ではあるが、一方で、研究開発学校のような財政的支援をせずに、自治体における試行的な取り組みを通じて、少しでも研究させようとする姿勢も窺える。中でも特区制度の評価に当たっては、英検の取得率という数値による評価を提示してきたという。担当指導主事としては、英検はあくまでも生徒が任意で受験するものであるため、

これを評価指数として用いるのには抵抗もあったようだ。一番の効果は授業を見てもらうことであるが、それは数値化できるものではないので、意識調査を行うことを提案したそうである。こうした交渉を経て、2003(平成15)年8月の教育特区の認定を受けた。横須賀市の場合、特区申請書の作成も都市政策研究所主導で行われた。この背景には、国際教育特区は単に公立学校でのネイティブ教員を任用した英語教育にとどまらず、公設民営による「新しい学校」の創設というセカンドステップが、次の戦略としてあったことも影響していると考えられる。

(3) 特区認定後の担当指導主事の動き

特区認定を受けて、教育委員会事務局は、市の校長会で国際教育特区について説明を行い、募集を行った。初年度は2校の枠に4校から手があがった。教育委員会事務局としては、初めての取り組みということもあり、単に英語教育が進んでいるというだけでなく、学校における研究体制ができていた学校を選んだ。

ネイティブ教員の採用に関しては、募集をホームページ等で行い、教職員課に英語の指導主事がいなかったため担当指導主事が中心となり採用を行った。関連して、条例整備なども教職員課の職員と共に行った。県への特別免許状の申請に関しては、英文の書式等も他に例のないものであり、担当指導主事が独自に作成したという。ルーティンであれば、他の教育委員会事務局や学校の状況を参照することも可能であるが、横須賀市の国際教育特区は他の教育特区とも性質が異なり、全く独自のものであったため、すべて手探りで行わざるを得なかった。学校教育課には課長を筆頭に、指導主事と事務職員がいるが、それぞれがそれぞれの教科・領域を担当しており、また、事務をしなければならぬため、必要に応じ相談はしたが、基本的には担当指導主事一人で、この仕事を行ったとのことである。

横須賀市の場合、県費負担教職員ではあるが、

多くの教職員が市内を異動する慣例となっているため、市独自の施策も行いやすい面はある。担当指導主事も横須賀市の状況を十分に熟知しており、この国際教育特区を契機に教職員の力量形成を図りたいと考えているとのことであった。先述の通り、担当指導主事は企画部門からの特区の提案については、唐突ではあるものの、英語教育の推進にとってはありがたいものであるとの受け止め方をしている。したがって、通常の指導業務に加えて、新たに仕事が増えたのだが、この教育特区を学校現場において、上手く実現したいと考えていたようである。そして、2004年4月から2校、2005年度から1校ずつ追加となり、2007年度には予定どおり、5校へ配置されている⁶⁾。

導入後もネイティブ教員だけの会議を月に1回開催し、拠点校で授業をみて、研究協議を開き、そこで情報交換、指導法の検討をしている。また、年に2回ほど拠点校の連絡会議をネイティブ教員と各拠点校代表の教員で、情報交換、研究協議も行ってきた。ときにはネイティブ教員と学校との関係がうまくいかないこともあり、学校へ出向き、校長に話したり、英語科の先生方を集めて指導や問題の解決を図ったりとフォローアップも担当指導主事が行っている。

(4) 小結

これまでみてきたように、横須賀市における国際教育特区は、首長部局である都市政策研究所が特区制度を活用した新しいまちづくりの観点から創出したコンセプトがベースとなったものである。市費によるネイティブ教員という発想やその人数などについても企画部門で発案されたものであって、担当指導主事からの提案ではなかった。しかし、担当指導主事は、こうしたアイディアは英語教育の充実という観点からも重要であり、積極的に活用した。教育特区の導入の中でも、発案や申請の段階での指導主事の関与はあまり多くはなかった。特区認定後から実施に至るまでの準備段階では、配置校の募

集と決定やカリキュラムなどの相談、条例整備、ネイティブ教員の募集と採用ならびに各種書式等の作成などを一手に担うこととなる。また、導入後はネイティブ教員や学校へのフォローアップ等を行っている。このように指導主事は基本的なコンセプト創出段階でのかかわりはあまりなかったものの、実施に移る具体的な段階では、学校や事務局内部での調整等において、中心的な役割を果たしてきたのである。

5. まとめと今後の課題

横須賀市における、国際教育特区の政策形成では、市長のトップダウンでも、事業課である教育委員会事務局からのボトムアップでもない、企画部門によるコンセプトづくりがベースとなっており、導入が行われたミドル・アップダウン型である。企画部門としては、国際教育特区を実現するファーストステップとして、教育委員会事務局、学校の協力を得る必要があった。教育委員会事務局や学校からすれば、今回の特区構想は、トップダウンの施策であることには変わらない。しかし、ネイティブスピーカーによる英語教育は、学校現場における重要な課題でもあり、それまでのALTによるTTに限界を感じていた担当指導主事の理解と協力を得られたことは大きい。つまり、国際社会で通用する英語教育の実現という政策理念で企画部門と教育現場サイドでの一致がみられたのである。この企画部門の計画なしに、教育委員会事務局側から同様の政策を首長部局に提案、交渉するとなれば、財政負担の大きいこの政策の実現は厳しかったかもしれない。したがって、担当指導主事は企画部門で決定された計画の枠組みにおいて、自身の専門でもある英語教育の充実という観点から教育委員会事務局内部と学校現場との調整に終始することが可能であった。教育委員会や学校にとって、今回の新しい教育施策の導入手法は、従来の研究指定校方式を敷衍させたものであり、また、3年間という時間をかけて段階的、試行的に導入していったことで、受け

入れる学校現場にとっても結果的に抵抗が少なかったと思われる。

人口42万人の中核市である横須賀市では、都市政策研究所という全庁的なまちづくりを構想する企画部門が存在することもあり、こうしたマクロ的な視点からそれぞれの領域について検討することが可能である。また、WTでのコンセプト創出は、単に事業課レベルの問題解決にとどまらず、自治体全体のまちづくりに関わるアイデアが結集したものともいえる。実際に今回の教育特区構想の中でもセカンドステップについては教育委員会事務局内部からは提起されにくい事案であったと思われる。同様に指導主事も各教科・領域に応じた人数だけ配置されている横須賀市の規模であれば、国や県、首長部局からのトップダウンの施策であっても、より学校に適した施策へと調整することができるだろう。今回の教育特区導入では、企画部門と実施部門のそれぞれが専門的な事項に集中することでハイレベルかつスピーディーな政策形成が可能となった。つまり、政策理念が一致した上に、企画と実施との役割分担とコラボレーションが上手く機能したためにこの教育特区が横須賀市において導入され得たと考えられる。

規制緩和・地方分権改革に伴い、自治体独自の教育改革が活発化している。今回の横須賀市の事例でもみてきたように、こうした教育改革は首長や首長部局による課題設定を受けて、教育委員会（事務局）が具体的な政策案を策定し、実施をするという政策展開が少なくない。これらの政策過程において、専門的教育職である指導主事は、学校教育に関する専門的知識と学校現場とのネットワークをフル活用し、学校現場で定着しうる施策を提案すると共に、実施に向けた環境整備を進めていく役割を担っている。これら一つ一つの仕事自体は、一般行政職でも可能かもしれないが、やはり、教育課程や学習指導などの学校教育に関する専門的知識や、学校現場とのネットワークを有する専門的教育職である指導主事が担うことによって、より学校

現場に適したものとして実現できるのではないかと考える。特に地方分権によって、首長(部局)や議会、教育委員会(事務局)など、様々なアクターが影響力を及ぼそうとする中で、指導主事が行政と学校との間に立ち、学校現場の状況に応じた施策を選択し、導入していかなければ、政策の目標を達成することは難しいのではなかろうか。この点については、担当指導主事も、「今回も行政主導で入って、いかに学校に合うように『変圧』をして、子どもに届くようなシステムをつくっていくか。については指導の中身をどうしていくかということが一番の課題」であり、「現場が実行可能な、実現可能なものを見きわめながら体制をつくっていくことが大切」であると指摘している。横須賀市でも政策実施段階において、英語教育の専門家であり、学校現場を熟知した指導主事の果たした役割は大きかった。

2007(平成19)年6月の地教行法改正により、市町村教育委員会への指導主事の配置が求められるようになった。教育領域において、首長や議会など地方政治の影響が増していく中で、地域住民の要求を学校現場で適確に受け入れていくためにも、行政と学校との橋渡し役としての指導主事の役割は大きくなると考えられる。

なお、本稿では首長部局主導の教育特区の導入事例として横須賀市を取り上げたが、首長や学校現場など発案者による違いが政策形成ならびに実施へどのような影響を及ぼすかについては、事例研究を重ね、比較分析が必要となる。この点については今後の課題として、別稿に期したい。

註

- 1) 押田(2008)を参照のこと。
- 2) ミドル・アップダウン(・マネジメント)とは、野中・竹内(1996)で提案された組織的知識創造が起こるための最良の環境を提供し、トップダウンとボトムアップという二つの伝統的なモデルの一番良いところを統合したものである。この新しいモデルは、ミドル・マネージャーを知識マネジメントの中心に据え、

トップと第一線社員には新しい役割を与えるものである(野中・竹内, 1996, 182頁)。横須賀市場合、市長等の自治体のトップからでもなく、学校や事業課からのボトムアップでもない、ミドル層の結集した企画部門が政策立案過程における中心的な担い手であったことからミドル・アップダウン型と位置づけた。教育委員会事務局組織で考えた場合、指導主事がミドル・アップダウン・マネジメントの担い手になることも十分に考えられるが、今回のケースは担当指導主事の発案ではない。なお、筆者の調査ではトップダウン型としては、埼玉県行田市があり、ボトムアップ型としては、静岡県磐田市がある(押田2008, 押田2009)。

- 3) 担当者へのインタビュー調査は、2007年10月24日に前都市政策研究所の主査ならびに2007年11月7日に学校教育課の担当指導主事に行った。
- 4) 市議会では現在も、セカンドステップの展開に関する議会質問がなされている。
- 5) この二つの検討組織の違いは、研究所の前担当者によるとWTは緩やかなグループ組織であるが、それをPTにすると1つの組織としての位置づけになる。
- 6) なお、地方政治の重要なアクターである市議会においては、実際に学校現場へ視察などを通じて、ファーストステップに対する評価は高い。しかし、職員定数や財政的な問題等から事業拡大を強力に推進するまでには至っていない。

参考文献等

- ・押田貴久(2008)「市町村費負担教職員制度の導入と全国展開に関する一考察」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』第27号, pp.69-80.
- ・押田貴久(2009)「市費負担教員制度の導入と課題」(日本教育制度学会『教育制度学研究』第16号, pp.116-129.
- ・金森岩男・横須賀市都市政策研究所編(2003)『自治体の政策形成とその実践』ぎょうせい.
- ・川上泰彦・橋野晶寛「教育政策の導入過程におけるアクター間関係と制度—構造改革特区を題材に—」(日本教育社会学会『教育社会学研究』第78集, pp.235-255).
- ・黒川理美(2005)「横須賀市国際教育特区 Step I 一年目の成果」横須賀市都市政策研究所編『政策研究よこすか』第8号 pp.100-115.

- ・竹内英樹（2003）「横須賀市国際教育特区—外国人を英語教員に採用—」横須賀市都市政策研究所編『政策研究よこすか』第6号 pp.26-29.
- ・野中郁次郎・竹内弘高（1996）『知識創造企業』東洋経済新報社.
- ・蛭田政弘（1997）「指導主事の資質形成を図る研修プログラムの在り方—指導主事のライフステージに応じて—」（『学校経営』第42巻11号, pp.16-23）
- ・蛭田政弘（1998）「「地方分権」「権限委譲」を受けてこれからの指導主事に期待される「力」と「役割」（特集2 教育改革の時代の〈新・指導主事〉論）」（『総合教育技術』第53巻2号, pp.54-57）.
- ・横須賀市（2003）「国際教育特区構造改革特別区域計画」.
- ・横須賀市議会会議録検索システム(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/council/tyukei/kensaku.html>).